

(仮称) ウィンドパーク布引北風力発電事業環境影響評価準備書に対する 三重県環境影響評価委員会調査審議結果 (答申)

(総括的事項)

- 1 対象事業実施区域周辺は、豊かな自然環境を有する地域であることから、本事業に係る方法書に対する知事意見において、対象事業の目的として再生可能エネルギーの導入のみが掲げられていることに対し、生物多様性の保全も含めた多面的な視点により環境影響を整理して事業計画を検討するよう述べたところであるが、本準備書においても方法書と同様の内容であった。また、環境影響の評価は個別の影響項目に対してそれぞれ記述されているのみであり、当該地域の自然環境が有する多面的な機能を踏まえた総合的な評価がなされていない。

評価書の作成にあたっては、生物多様性の保全も含めた多面的な視点からの事業の意義及び環境影響の総合的な評価について、「対象事業の目的及び内容」や「対象事業に係る環境影響の総合的な評価」の項に記載すること。

また、事業の実施にあたっては、改変面積を最小限に留めるなど、生態系が有する多面的機能の低下を最小限に留めること。

- 2 本事業に対しては、騒音及び超低周波音による影響、土砂災害の懸念、景観への影響などについて、地域住民等から多くの意見が寄せられている。また、関係者への説明が不十分であるとの声も多い。

加えて、県が環境影響評価法第20条第2項の規定に基づき意見を求めたすべての関係市長から、地域住民等に対する丁寧な説明を求める意見が述べられている。

これらを踏まえ、事業実施にあたっては、地域住民や自治体等と十分なコミュニケーションを図り、不安の払しょく及び不満の解消に最大限努めること。なお、関係者とのコミュニケーションにあたっては、「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」(2017年3月資源エネルギー庁)を参考とすること。

- 3 準備書の環境影響の予測において、知見が不十分で定量的な予測が困難なことなどにより影響の程度が明らかにならなかった項目について、「影響が小さい」と記載されている。

評価書の作成にあたっては、既存の風力発電施設の運用で得られた知見、既存の文献、類似事例等を参考にしたうえで、可能な限り定量的な予測に努めるとともに、知見が不十分で影響の程度が明らかにならないものについては、そのように記載したうえで事後調査を検討すること。

- 4 本事業の対象事業実施区域周辺では、既に多くの風力発電施設が稼働中であり、また他事業者においても風力発電事業の環境影響評価手続きが行われていることから、これらの事業者と情報交換に努め、累積的な影響を可能な限り低減できるように計画すること。

また、計画内容や環境保全措置の効果を他事業者に対して積極的に情報発信するなど、他事業者とも共同して地域全体への影響を低減できるよう配慮すること。

- 5 事業の実施にあたっては、環境保全対策に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- 6 評価書の作成までに詳細な工事内容等が明らかとなり、予測、評価及び環境保全措置に変更を生じる場合は、必要に応じて追加調査を行ったうえで、それらを反映すること。
- 7 以下に述べる各項目に対し、最大限の環境保全措置を講じるとともに、環境影響を十分に低減できない場合は、事業の中止や規模の縮小を含めた検討を行い、その経緯を評価書に記載すること。

(個別的事項)

1 騒音等

風力発電施設からの騒音及び低周波音について、地域住民等から影響を懸念する意見が多く寄せられている。また、調査地点によっては自動車等の一過性の騒音の影響を大きく受けているなど、調査内容にも十分とはいえない部分がある。

加えて、風力発電施設に比較的近い住居地域においては、騒音の予測結果は「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年、環境省水・大気環境局）に定める指針値を下回っているものの、指針値に近い値となる可能性が示されている。

これらのことを踏まえ、評価書の作成にあたっては、必要に応じて追加調査を行うとともに、事後調査により影響の程度を把握することを検討すること。

また、風力発電施設の稼働後に苦情等が生じ、騒音等による影響が確認された場合は、状況に応じて稼働を停止する等、適切に環境保全措置を講じること。

2 水環境、動物、植物、生態系

対象事業実施区域の下流河川には水道水源が存在し、また国指定特別天然記念物であるオオサンショウウオや天然記念物であるネコギギの生息が確認されている。一方、工事の実施に伴う濁水等による水質への影響は小さいと予測されているものの、一部の河川に対しては一定の影響が生じる予測結果となっている。また、森林の伐採や地形の改変による土壌の涵養力及び表流水の変化に伴う水環境への影響が懸念される。

このことから、森林の伐採や地形の改変に伴う周辺の河川や沢等の水量や水質への影響を考慮したうえで、濁水等による生活環境及び生態系への影響を低減できるよう、環境保全措置を徹底するとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を検討すること。

3 地形地質

対象事業実施区域及びその周辺には風化した花崗閃緑岩類が広く分布しており、地域住民及び関係市長からは事業実施に伴う土砂災害の誘発を懸念する意見が寄せられている。

今後、詳細な設計を進めるにあたっては、対象事業実施区域周辺の山域は降雨強度が強く斜面崩壊が起り得る環境にあることを踏まえ、深層風化の進行状況等を確認し、土砂災害のリスク及び土砂災害発生に伴う環境に対する影響を可能な限り低減すること。

4 動物、生態系

(1) 動物への影響について、準備書では複数の種をまとめて影響を予測しているが、生態の異なる種については種毎に影響を予測するよう努めること。特に、国指定天然記念物であるヤマネ、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種であるヤイロチョウ等の重要種に対する影響については、個別に予測及び評価するとともに、事後調査により影響の程度を把握することを検討すること。

また、ヤマネについては、巣材の痕跡が確認される等、生息の可能性が確認されたことから、事業の実施にあたっては必要に応じて詳細な調査を行い、十分な環境保全措置を検討すること。

(2) 準備書における鳥類の年間予測衝突数の算出については、鳥類が活動する全時間帯を調査していないことや、風力発電施設の設置場所周辺に調査地点から視認できない区域が存在することが考慮されておらず、過小評価となっているおそれがある。また、コウモリ類に対しては定性的な予測しかなされていない。

このことを踏まえ、必要に応じて予測内容を修正したうえで、バードストライク及びバットストライクの発生を最小限とするため、追加の環境保全措置を検討すること。また、稼働期間中は継続したモニタリングにより影響を把握するとともに、影響が確認された場合は適切な保全措置を検討すること。加えて、他事業者も含めた地域全体の生態系に対する影響の低減に資するよう、モニタリングの結果や環境保全措置の効果を積極的に公表することを検討すること。

(3) 対象事業実施区域周辺は多くの鳥類の渡りのルートとなっており、調査においても夜間に多くの渡りが観測されていることから、重要種以外も含めた鳥類全体の渡りへの影響について予測及び評価に努めるとともに、多くの渡りが観測される時期及び時間帯において施設を停止する等の環境保全措置を検討すること。

(4) 対象事業実施区域周辺では、県指定希少野生動植物種であるサシバの営巣が確認されており、またミゾゴイの営巣の可能性が示されている。それらの種への影響については、「サシバの保護の進め方」(平成 25 年 12 月、環境省自然環境局野生生物課)、「ミゾゴイ保護の進め方」(平成 28 年 6 月、環境省自然環境局野生生物課)にそって予測及び評価するとともに環境保全措置を検討すること。

(5) 対象事業実施区域周辺では、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの複数ペアの繁殖が確認されている。一方、準備書の配置計画では、風力発電施設の設置位置は営巣木の周囲半径 1km と推定される営巣中心域に近接しており、またクマタカへの影響予測において、ブレード等への年間衝突数が極めて高い結果となっている。これらのことから、事業の実施によりクマタカに対する重大な影響が懸念される。

クマタカは種の保存法により殺傷及び損傷が禁じられていることに留意し、事業終了までの期間において対象事業実施区域周辺のクマタカの地域個体群が維持可能かど

うか予測し、評価書に示すこと。また、特に年間衝突数が高い値となっている風力発電施設については、位置の変更や基数の削減も含めた環境保全措置を再検討すること。

加えて、風力発電施設の稼働期間中は継続して繁殖状況及びバードストライクのモニタリングを実施することにより状況を把握し、クマタカの繁殖への影響が確認された場合は稼働停止等の保全措置を講じること。

5 植物、生態系

対象事業実施区域周辺の森林においては、現時点で既にシカ食害により下層植生に影響が表れており、風力発電施設の建設に伴う管理用道路の整備によりさらに食害による影響が増加することが懸念される。

このことから、改変区域においては、シカ食害防止対策を適切に講じたうえで早期に緑化するとともに、地域本来の植生が維持されるよう適切に管理する計画とすること。

また、緑化にあたっては可能な限り郷土種を使用し、外来種による生態系への影響を回避すること。

6 景観、人と自然との触れ合いの活動の場

周辺の山や居住地からの景観について、地域住民等から事業による影響を懸念する意見が寄せられている。景観への影響の予測にあたっては、「景観対策ガイドライン（案）」（昭和 56 年、UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会）を参考にした垂直見込角での予測のみではなく、眺望点の利用者によるその景観の価値認識を踏まえた客観的な指標を用いた手法による予測及び評価を検討すること。